



新たな補助制度(案)の検討



恵那市公式キャラクター エーナ

令和6年9月26日

建設部リニア都市計画局建築住宅課

確認・検討事項

	8月			9月			10月			11月		
スケジュール												
	8/6 第1回 • 目的と課題の確認 • 啓発活動の方針の確認 • 補助制度の方針の確認 • 新工法の調査・普及の方針の確認			9/26 第2回 • 補助メニュー検討 • ローラー作戦の改善 • 新工法の調査・普及の進捗状況の確認			10月下旬予定 第3回 • 補助制度の最終案の確認及び調整 • 新工法の調査・普及活動の具体的方針の検討 • 次年度の予定の確認					

1. 前回の委員会内での意見と方針

【委員会意見を元に検討】

(1) 補助対象の拡大

- ① 建て替え
- ② 耐震シェルター

(2) 負担の一時軽減

- ① 補助金代理受領

(3) 制度改善

- ① 補助金の分割
繰り越し
- ② 増築の要件緩和

【その他意見】

啓発：空き家バンク

移住定住推進室と調整中

啓発：地域役員参加

次年度より実施予定

耐震化→減税

既に実施済み

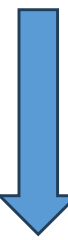
2. 補助メニューの改善・拡充(案)

【目的】

耐震改修のきっかけづくり(後押し)

利用者の選択肢を増やすため、内容の改善・拡充

【補助制度案の全体像】

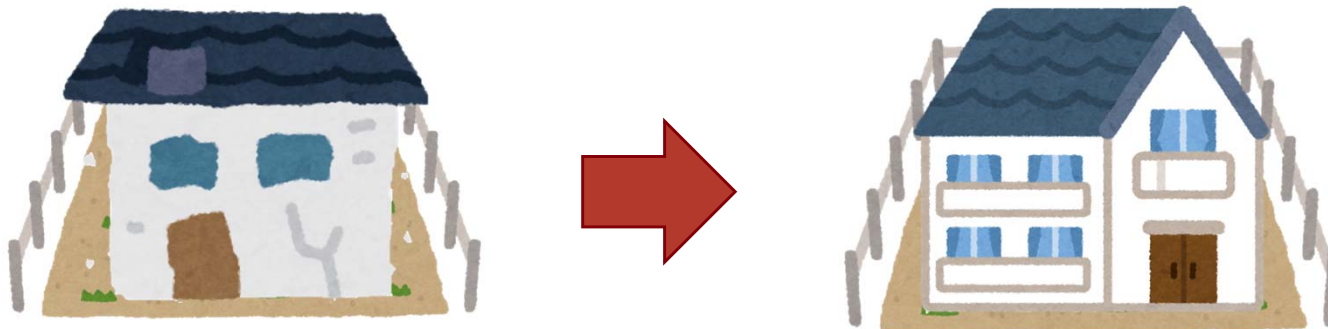
既存  拡充	・ 木造住宅無料耐震診断 ・ 建築物耐震診断費補助金 ・ 木造住宅耐震改修工事費補助金		
	(1)補助対象の拡充	(2)負担の一時軽減	制度の改善
	①木造住宅建替補助金 ②シェルター補助金	①補助金代理受領 (検討中) 安価な耐震化工法	①補助金分割・繰越 ②増築の要件緩和

3. 補助対象の拡充①

木造住宅建替工事補助金（案）

耐震性の低い住宅の建替えに対して補助金を交付。

国費・県費→旧耐震住宅除却補助金を活用（補助率23％、上限838千円/件）



- ・ 住宅建替が促進→旧耐震住宅が減る→耐震化率の向上
- ・ 旧耐震住宅の建替希望者をターゲット→選択肢の拡大
- ・ 補助金があることによって、市外への転出を思いとどまらせる。

3. 補助対象の拡充①

木造住宅建替工事補助金（案）

※他市の除却事業

	多治見市	関市	恵那市 (案)
条件	旧耐震	旧耐震	旧耐震
	上部構造評点 1.0未満	上部構造評点 1.0未満	上部構造評点 1.0未満
	居住用に供するもの	居住用に供するもの	居住用に供するもの
			市内に住宅を新築
補助対象	除却工事	除却工事	除却工事(補助)及び 住宅の新築費用(市単)
補助額	23% 上限30万円	23% 上限83.8万円	除却(23%上限83.8万円) + 新築(額は検討)

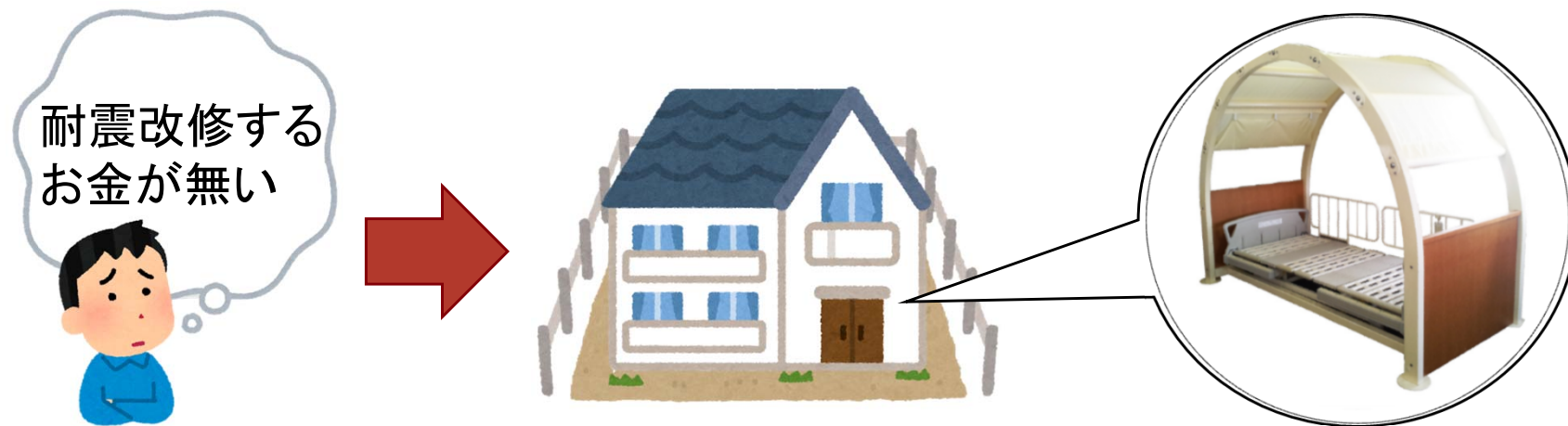


3. 補助対象の拡充②

耐震シェルター補助金(新規)

耐震シェルターに対して補助金を交付。

県→令和7年度に向けて補助金制度新設を検討中。



- 耐震改修より費用が安い→**安価に地震から身を守ることができる**
- 耐震改修や建替えができない世帯→**選択肢の拡大**
- 耐震化率の向上には繋がらない

3. 補助対象の拡充②

耐震シェルター補助金(新規)

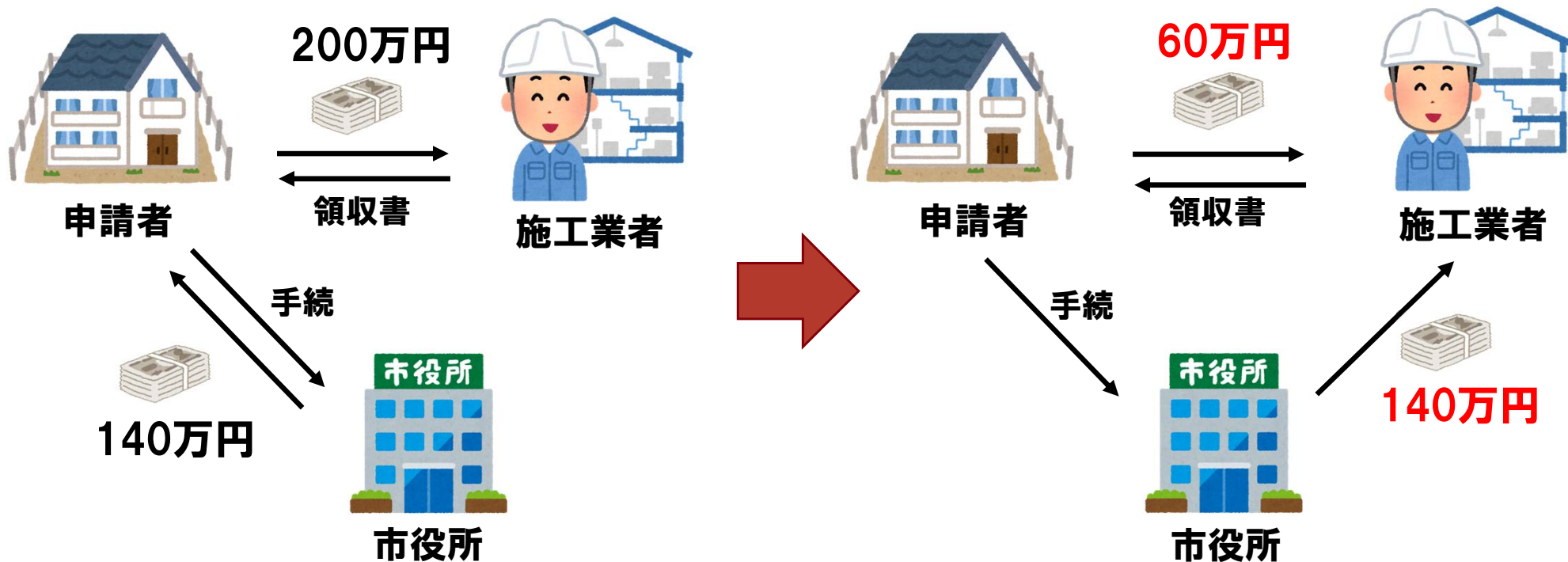
	中津川市	岐阜市	八百津町	下呂市	輪之内町	笠松町	関市	高山市	恵那市 (案)
上部構造評点	0.7未満	0.7未満	0.7未満	1.0未満	1.0未満	0.7未満	0.7未満	1.0未満	1.0未満
補助対象	60歳以上のみの世帯	65歳以上を含む世帯	65歳以上が居住する住宅			65歳以上が居住する住宅			
	障がい者が居住する住宅	障がい者を含む世帯	障がい者が居住する住宅			障がい者が居住する住宅			
		世帯全員の所得が550万円以下	要介護認定を受けた者が居住						
補助率	1/2	9/10	10/10	9/10	1/2	9/10	2/3	10/10	補助率・上限は県制度に合わせる形で検討
補助上限 (千円)	125 (一条工務店製品算出)	270	300	450	300	270	300	300	
補助対象シェルター		一覧あり	一覧あり	構造計算書 or評価書	町長が認めるもの	公的機関評価	構造計算書 or公的機関評価	構造計算書 or公的機関評価	構造計算書 or評価書
防災ベッド対象	×	○	×	○	○	○	×	×	○

4. 金銭面の負担軽減

(2)①金銭面の負担軽減 補助金代理受領(新規)

本来、事業完了後に交付する補助金を市が直接事業者を支払う。

※工事費200万円(補助金140万円)の場合



- 市が事業者を支払う→金銭面での一時的な建替が無い。

4. 金銭面の負担軽減

補助金代理受領(新規)

	岐阜市	多治見市	中津川市	可児市	郡上市	下呂市	恵那市 (案)
対象事業	木造住宅耐震改修工事	建築物耐震診断	耐震関連事業 (補強・診断・かけ 移転・ブロック塀)	木造住宅耐震改修工事	建築物等耐震化 促進事業 (補強・診断・特定 建築物)	耐震関連事業 (補強・診断・除 却・特定建築物・ ブロック塀)	建築物等耐震化 促進事業 (補強・診断)
		木造住宅耐震改修工事	住宅耐震リフォーム工事	木造住宅に係る 除却工事	土砂災害特別警戒 区域内住宅建替等事業	住宅耐震リフォーム工事	空き家解体
			耐震シェルター設置工事			耐震シェルター設置工事	他課事業 ・再エネ設備(環境) ・浄化槽(上下水)
その他 (市HP情報)	代理受領者 建設業法の許可 を受けた者 振込時期 実績報告受理後 1ヶ月半		意思確認 承認通知書の配 達証明				意思確認 承認通知書の配 達証明

5. 制度改善①

木造住宅耐震改修補助金分割利用・年度繰越

国・県の補助対象にするため、11月末までの事業を補助対象
→国・県の補助条件を確認



【課題】

繰越・分割制度を利用した際、申請者が次年度に必ず継続して工事を行う担保が取れない(手続→繰越→事業中止のリスク)。

【対応策】

- ・ 次年度に継続して工事を行うことができる方法の模索。
- ・ できない場合、市単独補助も検討する。

5. 制度改善②

増築の要件緩和

岐阜県HPより

10	50	昭和56年6月1日(新耐震基準)以降に増築した物件の取扱い。	構造上同一棟となる増築であることが明らかなものについては、無料耐震診断事業及び工事補助のいずれも対象外です。 しかし、構造上同一棟か別棟かの判断には、専門的知識を要することも多いため、明らかなものについては、無料耐震診断事業の対象として構いません。 耐震診断を行うなかで、判定士が構造上同一棟であることを確認したものについては、原則、工事補助の対象外となりますが、特別な事情等があるものについては、個別に、県にご相談ください。
11	51	構造上2つに分かれており(構造上別棟)、見かけは一棟(建築基準法上一棟)の診断の取扱い。	それぞれ要件を満たしていれば診断可能と考えます(一棟ずつの申請)。どの部分の診断を実施するかは建物所有者の希望によりますが、受付可能件数に応じ、市町村の判断で柔軟に対応していただいて構いません。 なお、工事補助については、戸当たりで限度額が適用されるため、ご注意ください。

【課題】

昭和56年6月以降に増築した部分がある場合、補助金の対象とならないことがある。

【対応策】

- ・ 市単独補助も検討する。